

○不破消防組合個人情報保護条例施行規則

平成29年5月9日規則第3号

不破消防組合個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、不破消防組合個人情報保護条例（平成29年不破消防組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第2条 条例第12条第2項に規定する個人情報取扱事務を開始しようとするときは、個人情報取扱事務届出書（別記様式第1号）によるものとし、登録した事項を変更しようとするとき、又は同条第4項に規定する個人情報取扱事務を廃止したときは、個人情報取扱事務（変更・廃止）届出書（別記様式第2号）によるものとする。

2 条例第12条第2項第6号に規定する組合の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の記録媒体
- (2) 個人情報取扱事務の収集先
- (3) 本人以外から収集する根拠
- (4) 事務の委託の有無
- (5) 目的外利用又は外部提供の有無
- (6) 目的外利用又は外部提供する根拠

(自己情報開示請求書)

第3条 条例第17条第1項の請求書は、自己情報開示請求書（別記様式第3号）とする。

2 条例第17条第1項第4号に規定する組合の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自己情報の開示方法の区分
- (2) 代理人による請求の場合における代理人の区分、本人の氏名等
(本人開示の代理請求等)

第4条 条例第17条第1項に規定する開示請求及び条例第22条第1項に規定する訂正請求又は利用停止請求をしようとする者が、入院中又は歩行困難で、本人が請求をし、又は閲覧、写しの交付等を受けることができない場合は、委任の範囲において親族又はこれらに準ずる者を代理人として請求をし、又は閲覧、写しの交付等を受けることができるものとする。

2 前項の規定により請求をし、又は閲覧、写しの交付等を受けようとする代理人は、次に掲げる書面を提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 本人の委任の意思を証明する書面
- (2) 本人が入院中又は歩行困難であることを証明する書面
- (3) 代理人が親族又はこれらに準ずる者であることを証明する書面

3 保有特定個人情報については、前2項の規定は、適用しない。

(本人等の証明に必要な書類等)

第5条 条例第17条第2項(条例第22条第3項において準用する場合を含む。)の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で組合の規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(1) 官公署が発行した写真のはり付けてある身分証明書、運転免許証、旅券その他本人又は代理人本人(法人にあっては、担当者本人)であることを証明できる書面

(2) 法定代理人の場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書面

(3) 本人の委任による代理人の場合には、委任状

2 条例第13条第2項の規定により開示請求をした代理人は、自己情報の開示が行われる前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。

(自己情報開示等決定通知書等)

第6条 条例第18条第2項及び第3項に規定する開示決定等をしたときは、自己情報開示等決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

2 条例第18条第4項の書面は、自己情報開示決定期間延長通知書(別記様式第5号)とする。

3 条例第18条第5項の書面は、自己情報開示大量請求による決定期間延長通知書(別記様式第6号)とする。

4 条例第18条第7項の書面は、自己情報開示第三者情報に関する決定通知書(別記様式第7号)とする。

(開示の実施に必要な書類)

第7条 条例第19条第1項の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、官公署が発行した写真のはり付けてある身分証明書、運転免許証、旅券その他本人又は代理人本人(法人にあっては、担当者本人)であることを証明できる書面とする。

(写しの交付部数)

第8条 条例第19条第2項又は第3項の規定により写しを交付する場合の部数は、1件の開示請求につき1部とする。

(費用の負担)

第9条 条例第20条第1項の規定により自己情報の開示に係る写しその他物品の提供を受ける者は、別表に掲げる費用を負担するものとする。

2 管理者は、条例第20条第2項の規定により費用を負担する者が経済的困難により同項の費用を納付する資力がないと認めるときは、当該費用を免除することができる。

3 前項の規定による費用の免除を受けようとする者は、当該免除を求める利用を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、第2項の費用を負担する者が生活保護法(昭和25年法律第

144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(自己情報訂正・利用停止請求書)

第10条 条例第22条第1項の請求書は、自己情報訂正・利用停止請求書(別記様式第8号)とする。

2 条例第22条第1項第5号に規定する組合の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 自己情報の訂正又は利用停止を求める趣旨及び理由

(2) 代理人による請求の場合における代理人の区分、本人の氏名等

(自己情報訂正・利用停止決定通知書等)

第11条 条例第23条第2項及び第3項に規定する訂正決定等をしたときは、自己情報訂正・利用停止決定通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。

2 条例第23条第4項の書面は、自己情報訂正(大量請求による)決定期間延長通知書(別記様式第10号)とする。

(不服申立て等)

第12条 条例第26条第1項に規定する不破消防組合情報公開等審査会(以下「審査会」という。)への諮問は、不服申立審査諮問書(別記様式第11号)により行うものとする。

2 条例第26条第3項に規定する審査会へ諮問した旨の通知は、不服申立審査諮問通知書(別記様式第12号)により行うものとする。

(実施状況の公表)

第13条 条例第31条に規定する個人情報の開示等の実施状況の公表は、ホームページに掲載して行うものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、交付の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に開示請求がなされた自己情報の写しその他の物品に係る費用の負担については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

区分		金額
写しその他物品の作成費用	複写機により用紙に白黒で複写したもの(A3版まで)	1枚10円
	複写機により用紙にカラーで複写したもの(A3版まで)	1枚20円

	電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したもの	1枚10円
	電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したもの	1枚20円
	その他の方法によるもの	実費
写しその他物品の送付費用		郵便料金の額又は郵便料金に相当する額の郵便切手

備考 両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として金額を算定する。

別記

- 様式第1号 (第2条関係)
- 様式第2号 (第2条関係)
- 様式第3号 (第3条関係)
- 様式第4号 (第6条関係)
- 様式第5号 (第6条関係)
- 様式第6号 (第6条関係)
- 様式第7号 (第6条関係)
- 様式第8号 (第10条関係)
- 様式第9号 (第11条関係)
- 様式第10号 (第11条関係)
- 様式第11号 (第12条関係)
- 様式第12号 (第12条関係)

様式第1号

個人情報取扱事務届出書

年 月 日

不破消防組合

管理者

様

(実施機関の長)

印

不破消防組合個人情報保護条例第12条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出します。

個人情報取扱事務の名称						
個人情報取扱事務担当課等	課・施設		係			
個人情報取扱事務の目的						
個人情報の対象者の範囲						
個人情報の記録項目	基本的事項	社会的地位等	心身	経済的項目	知識	その他
	氏名	職歴職種	健康状況	収入所得	学業成績	趣味等
	性別	地位役職	病歴病名	財産状況	勤務成績	支持政党
	生年月日	学歴	障害程度	課税額	各種成績	()
	電話番号	資格免許	身体特徴	納税額	()	()
	住所	団体加入	医療機関	経済取引	()	()
	国籍	賞罰	検査事項	公的扶助	()	()
	本籍	勤務状況	治療期間	()	()	()
	個人番号	採用関係	休暇状況	()	()	()
	世帯主	生活状況	()	()	()	()
	続柄	()	()	()	()	()
	親族関係	()	()	()	()	()
	婚姻離婚	()	()	()	()	()
	家族状況	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	()	
個人情報取扱事務の記録媒体	<input type="checkbox"/> 文書(紙)		<input type="checkbox"/> 図画	<input type="checkbox"/> 写真		
	<input type="checkbox"/> フィルム		<input type="checkbox"/> 電磁的記録			
個人情報取扱事務の収集先	<input type="checkbox"/> 本人から		<input type="checkbox"/> 本人以外から			

様式第2号

個人情報取扱事務（変更・廃止）届出書

年 月 日

不破消防組合
管理者

様

（実施機関の長）

印

不破消防組合個人情報保護条例第12条第2項及び第4項の規定に基づき、次のとおり届け出
します。

個人情報取扱事務の名称		
個人情報取扱事務担当課等	課・施設 係	
変更・廃止理由		
変更・廃止年 月 日	年 月 日	
変更する内容	変 更 前	変 更 後

様式第 3 号

自己情報開示請求書

年 月 日

(実施機関の長) 様

住所 氏名	〒 —
(法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地、 名称及び代表者の氏名)	電話番号 () —
法人その他の団体の担当者名、連絡先 及び電話番号	担当者名 連絡先 電話番号 () —

不破消防組合個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づき、次のとおり自己情報の開示を請求します。

請求する自己情報の内容 (自己情報を特定することができるよ う具体的に記入してください。)	
自己情報開示方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ()
代理人による請求の 場合における代理人 の区分、本人の氏名等	代理人の区分 <input type="checkbox"/> 法定代理人 (<input type="checkbox"/> 未成年者の親権者 <input type="checkbox"/> 成年後見人) <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人
	本人の住所等 〒 — 電話番号 () —
	本人の氏名

注1 該当する□内にレ印を記入してください。

2 「代理人による請求の場合における代理人の区分、本人の氏名等」の欄は、代理人による請求の場合に記入してください。ただし、「本人の委任による代理人」は、保有特定個人情報の場合に限ります。

3 請求の際には、本人又は代理人本人（法人にあつては、担当者本人）であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を提出し、又は提示してください。

4 法定代理人が請求する場合は、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出してください。

5 本人の委任による代理人が請求する場合は、委任状を添付してください。

様式第4号

自己情報開示等決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の長)

印

年 月 日付けで開示請求のありました自己情報について、次のとおり決定しましたので、不破消防組合個人情報保護条例第18条第2項及び第3項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に実施機関に対して不服申立てをすることができます。

自己情報の内容	
開示等の決定	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 非開示 <input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> 存否応答拒否
自己情報の開示方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 <input type="checkbox"/> その他
開示をする日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示をしない理由	
※上記理由がなくなる日	年 月 日
担当課	電話番号 () ー 内線 ()
備考	
<p>注1 自己情報の開示を受ける際には、この通知書を持参して、係員に提示するとともに、本人又はその代理人本人（法人にあっては、担当者本人）であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を提出し、又は提示してください。</p> <p>2 ※印の欄はその期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求してください。</p>	

様式第5号

自己情報開示決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の長)

印

年 月 日付けで開示請求のありました自己情報について、
次のとおり決定する期間を延長しましたので、不破消防組合個人情報保護条例
第18条第4項の規定により通知します。

自己情報の内容	
当初の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
担当課	電話番号 () ー 内線 ()
備考	

様式第6号

自己情報開示大量請求による決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の長)

印

年 月 日付けで開示請求のありました自己情報について、事務の遂行上そのすべてについて45日以内に開示の決定をすることが困難であるため、次のとおり決定する期間を延長しましたので、不破消防組合個人情報保護条例第18条第5項の規定により通知します。

自己情報の内容	
決定期間満了日	年 月 日まで
上記満了日までに開示決定をする日時及び内容	年 月 日 () 午前 時 分 午後 時 分 (内容)
延長の理由	
残りの自己情報について開示決定をする日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後 時 分
担当課	電話番号 () ー 内線 ()
備考	

様式第7号

自己情報開示第三者情報に関する決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の長)

印

不破消防組合個人情報保護条例第18条第6項に基づき意見を聴取し、開示に同意されない旨の意思表示がありましたあなたに関する自己情報について、次のとおり決定しましたので、同条例第18条第7項の規定により通知します。

自己情報の内容	
あなたに関する自己情報の内容	
開示年月日	年 月 日
担当課	電話番号 () ー 内線 ()
備考	

様式第8号

自己情報訂正・利用停止請求書

年 月 日

(実施機関の長) 様

住所 氏名	〒 —
(法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地、 名称及び代表者の氏名)	電話番号 () —
法人その他の団体の担当者名、連絡先 及び電話番号	担当者名 連絡先 電話番号 () —

不破消防組合個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、次のとおり自己情報の訂正又は利用停止を請求します。

請求する自己情報の内容 (訂正又は利用停止しようとする自己情報を 特定できるよう具体的に記入してください。)		
請求する自己情報の訂正又は利用停止の趣旨及び理由	趣旨	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 提供の停止 <input type="checkbox"/> 利用の停止
	理由	
代理人による請求の場合における代理人の区分、本人の氏名等	代理人の区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人 (<input type="checkbox"/> 未成年者の親権者 <input type="checkbox"/> 成年後見人) <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人
	本人の住所等	〒 — 電話番号 () —
	本人の氏名	

- 注1 該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 訂正の請求をする場合は、訂正すべき自己情報の内容が誤っていることを証明する書類等を提出し、又は提示してください。
- 3 「代理人による請求の場合における代理人の区分、本人の氏名等」の欄は、代理人による請求の場合に記入してください。ただし、「本人の委任による代理人」は、保有特定個人情報の場合に限りです。
- 4 請求の際には、本人又は代理人本人（法人にあつては、担当者本人）であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を提出し、又は提示してください。
- 5 法定代理人が請求する場合は、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出してください。
- 6 本人の委任による代理人が請求する場合は、委任状を添付してください。

様式第9号

自己情報訂正・利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の長)

印

年 月 日付で訂正・利用停止請求のありました自己情報について、次のとおり決定しましたので、不破消防組合個人情報保護条例第23条第2項及び第3項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に実施機関に対して不服申立てをすることができます。

自己情報の内容	
訂正・利用停止の決定	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止 <input type="checkbox"/> 非訂正・非利用停止
訂正・利用停止の内容	
一部を訂正又は利用停止しない内容及び理由	
非訂正・非利用停止の内容及び理由	
担当課	電話番号 () ー 内線 ()
備考	

様式第10号

自己情報訂正（大量請求による）決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関の長） 印

年 月 日付けで訂正・利用停止請求のありました自己情報について、不破消防組合個人情報保護条例第23条第4項において準用する同条例第18条第4項及び第5項の規定により、次のとおり訂正・利用停止する期間を延長しましたので、通知します。

自己情報の内容	
当初の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
決定期間満了日	年 月 日 まで
上記満了日までに訂正・利用停止決定をする日時及び内容	年 月 日 () 午前 時 分 午後 時 分 (内容)
延長の理由	
残りの自己情報について訂正・利用停止決定をする日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後 時 分
担当課	電話番号 () ー 内線 ()
備考	

不服申立審査諮問書

第 号
年 月 日

不破消防組合情報公開等審査会

会長 様

(実施機関の長) 印

自己情報の開示（訂正・利用停止）の決定又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に対する不服申立てについて、不破消防組合個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり諮問します。

<p>不服申立てに関する 自己情報の内容</p>	
<p>不服申立ての内容及び理由</p>	
<p>担 当 課</p>	<p>電話番号（ ） — 内線（ ）</p>

(添付書類) 不服申立書の写し

自己情報開示（訂正・利用停止）請求書の写し

自己情報開示（訂正・利用停止）決定通知書の写し

様式第12号

不服申立審査諮問通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の長)

印

自己情報の開示（訂正・利用停止）の決定又は開示（訂正・利用停止）請求に係る不作為に対する不服申立てについて、不破消防組合情報公開等審査会に諮問しましたので、不破消防組合個人情報保護条例第26条第3項の規定により、次のとおり通知します。

不服申立てに関する 自己情報の内容	
諮問年月日	年 月 日
担当課	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

